

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県杉戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 河川の名称

荒川水系一級河川中川

#### 二 廃川敷地等が生じた年月日

令和二年八月二十八日

#### 三 廃川敷地等の位置

久喜市狐塚字八番七七一番九、同市狐塚字八番七六七番十八、同市狐塚字八番七六九、同市狐塚字八番七七一番四、同市狐塚字八番七七一番八、同市狐塚字八番七七一番一の一部、同市狐塚字八番七七一番七の一部、同市狐塚字八番七七一番十三の一部、同市狐塚字八番七七一番十四の一部、同市狐塚字八番七七一番十五の一部

#### 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三二四八・六五平方メートル